当番弁護士が私選弁護人として受任する際の着手金・報酬金の基準 2002年6月1日現在

弁護士会名	
東京	着手金15万円 報酬金30万円
第二東京 第二東京 横浜	│ 着手金15万円 報酬金30万円 │
第二東京	着手金15万円 報酬金30万円
横浜	
埼玉	
十渫県	
茨城県	
栃木県	
群馬	
静岡県	
山梨県	
長野県	
新潟県	
大阪	
京都	
兵庫県	
奈良	
滋賀	
奈良 滋賀 和歌山	
名古屋	
一重	
<u></u> 岐阜県	
福井	
金沢	
富山県	
広島	着手金10万円 報酬金は会の報酬規程を適用する
岡山	
鳥取県	
島根県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
大分県	
熊本県	
鹿児島県	
宮崎県	着手金10万円 報酬金20万円
沖縄	
宮崎県 沖縄 山台島県 水森県 水森県 函館	
福島	
山形県	
岩手	
秋田	
青森県	
札幌	
函館	
旭川	
釧路	
香川	
香川 徳島 高知 愛媛	
高知	
愛媛	
<u> </u>	_

(備考)金額が記載されているところは、当番弁護士が私選弁護人として受任する際の着手金・報酬金につき一定の基準を設けている弁護士会で、それ以上の金額とする場合は弁護士会の審査等を要する。金額は被疑者段階の受任のもので、起訴後も受任する場合には増額となる。

金額が記載されていない弁護士会は、会の報酬規程が適用される。